

○議長（菊地恵一君） 三十九番熊谷義彦君。

〔三十九番 熊谷義彦君登壇〕

○三十九番（熊谷義彦君） 質問に入る前に昨日、ロシアの軍隊がウクライナへ侵攻しました。私は絶対にあつてはいけな行為としてこれに反対いたします。戦争だけは絶対にやってはいけない。人が人を殺すことはどんな理由があつても許されないことだと思います。

以下、質問に入らせていただきます。

福島原発事故汚染処理水についてであります。来年の春頃を目指して国、東京電力による汚染水の海洋放出が計画され、実行に移されようとしています。これに対し福島県漁連をはじめとする全国漁業協同組合連合会は、ALPS処理水の海洋放出には断固反対としています。原発事故の汚染水はむき出しの核廃棄燃料やデブリに直接接触した極めて高い放射能を含んだものであります。政府、東京電力は多核種除去設備ALPSで処理するというが、それでも完全に放射性物質を除去できない。しかも、トリチウムは除去できない。それは水と同じ性質だから分離できない。そこで、薄めればいいだろうという居直りであります。トリチウム以外の放射能核種も絶対量は薄めても変わりません。危惧する声を無視して安全だと声を大にすることは、生物の未来について無責任であります。政府、東京電力は関係者の理解なしに放出しないとの約束を遵守すべきであります。この汚染水以外にも福島原発廃炉工程の中で生じる様々な放射線汚染物が大量に福島原発敷地内に保管されています。これらについても東京電力、国の責任ある方針が示されていません。汚染水だけを強行に海洋放出するのでしょうか。福島原発事故、廃炉工程の中で生じる全ての汚染物の保管、処理の工程、手法等について東京電力と国は明示する責任があります。今回海洋放出されようとしている処理水に含まれるトリチウム以外の放射性物質の総量は公表すらされていない。その安全性には大きな問題があります。したがって環境、健康や生物に影響を及ぼす可能性を否定できません。トリチウム及びそれ以外の放射性物質の濃度または総量については速やかに公表されるべきであります。知事は国、東京電力にこれを求めるべきであります。いかがでしょうか。東京電力の海洋放出計画では沖合への放出計画が示されました。それによれば、トリチウムなどの核種が規制基準を超える汚染水をALPSで再処理して基準を満たした

上で汚染水を海水で薄める。放出に要する期間は三十年から四十年ほどとされています。現在タンクに貯蔵されている汚染水の少なくとも六〇％から七〇％は基準値を超えているとされています。二次処理、三次処理をする必要があります。その上でトリチウムが千五百ベクレル以下になるまで希釈して放出する。多核種も含まれる放出された放射能による環境被曝影響評価の範囲は、沖合十キロメートル四方に限定されましたが、拡大されたようでもあります。トリチウム以外に炭素十四とALPSでの処理の対象となつている六十二の核種が放出される。放出によつて最も多く被曝するのが漁業従事者だとして、この被曝線量を計算して極めて低いとする結果を東京電力は導いています。しかしながら、放射性物質と比較しても健康への影響は低いとされていますが、健康に影響がないとは証明されていないわけであります。生体内に水の形で取り組まれたトリチウムは、その一部が同位体である生体内有機成分中の水素と交換し同化・固定され、有機物として存在することが知られており、水素とトリチウムが置き換わったものが細胞に取り込まれた場合、食物連鎖の中で濃縮が生じ得ること、また、DNAを構成する水素とトリチウムが置き換わった場合には、トリチウムが崩壊するときに放つ放射線によりDNA等が破損する可能性があることが指摘されています。多くの方が国と東京電力の見解を信用できないのが現実であります。ALPSは過去十年間においても計画どおりに動いてきませんでした。数多くの事故を起こしています。したがって想定どおりに機能しなければ、プルトニウムやストロンチウムといった放射能が一層多く放出されることとなります。国際放射線防護委員会ICRPは、対策を行う場合にはそれが引き起こす不利益を相殺するだけの個人的または社会的な利益をもたらすものでなければならぬと、正当化の原則を提唱しています。東京電力の評価書には社会にとっての利益が示されていない。放射能を意図的に海洋に放出し人と環境への放射線負荷を増やすことは、正当化や最適化の原則を無視する行為であります。更に、この十年間にわたって山間部の森林や湖沼から河川を通じて海へ放射能が流れ込んでいる。この流入は今後も続くでありましょうが、東京電力の報告書はこれについて一切評価していない。それらは東京電力の評価が扱う範囲を超えて流入を続けています。狭い範囲の限定評価では明らかに正当化できないのではないのでしょうか。放射性核種の海洋環境への長期的な投入、放出、食物連鎖を通じた影響、放射能の海底への蓄積や海底に生息する生物への取組な

どが一切評価されていない。被害は長期にわたり取り返しのできない事態をつくり出すのではないかと思っています。

以下、質問をいたします。

これまでの国、東京電力の放出決定からの動きについて情報公開、手法について知事の見解はいかがでしょうか。

県漁連と東京電力の文書、関係者の理解なしに処分しないとの覚書について、知事の所感はいかがでしょうか。

マスコミ報道で知事は国が検討している風評被害対策について、二〇二二年度予算案などの関連予算を含めて内容をよく精査し、処理水の取扱いに関する宮城県連携会議で関係団体から出された意見要望がどのような形で反映されているのか確認した上で必要な対応を求めるとしていますが、現状をどのように評価しているのか、県連携会議に関わる国予算との関係とは具体的に何を指すのか、十二分に県連携会議での要望が実現したのでしょうか、お答えください。

東京電力などの説明責任は十分に出ているのかどうか。県執行部や県議会には来ていらつしやいますが、県内で国や東京電力の説明会、公聴会はやられていない。どのように考えているのでしょうか。

県連携会議の文書において、処理水からの放射性物質の完全除去が可能となる研究を行うこととありますが、トリチウム等核種の放射性物質が処理水に含まれていることを知事は認めて、完全分離除去ができれば放出は認めないとの立場なのでしょうか。処理水の安全宣言と記載がありますが、どういった状況、基準を指しているのか明らかにしていただきたい。

監視、指導を求めています。誰がやるのか、情報公開があっても民間機関が調査研究することは当然であり、国民が危険と考え購入しないことは当然の権利であります。放出をしなければ風評は出てこないのです。そもそも、処理水海洋放出はデブリの取り出しも含めて最終的に何年かかるのか、終了予定はいつと考えているのか、お聞かせください。

半減期や科学的技術の発展を考えたときに、私は陸上保管を知事が提言すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、農業政策についてお尋ねいたします。

生産者米価の下落によって、このままでは農業は続けられない。来年も同じだったら飯米は作るのが続けられないとの声が聞こえてきます。これまでも農家、農業潰しの政策が次々と具体化され、生産調整が深掘りされても責めだけは農業者が取らされるといふ政策は誤っています。米価下落を受けて、国は長期保管料を全額負担する十五万トンの特別枠を出しました。なぜ十五万トンなのか、民間在庫と政府米を合わせて三百五十万トンほどの在庫をどのようにするのが全く見えてこないのではありません。一方、米消費者価格は高水準を続けています。この仕組みも解明しなければいけませんし、これでは消費者の理解は得られない。一方、農家の生産費は一万四千元以上を示しています。十ヘクタールを超える米農家であっても生産費は一万一千円以下とはなっていない。米農家と言いながら飼料用米、加工用米などの補助金がなくては再生産は難しいのであります。水田活用の直接支払交付金は生産調整が始まったときから続く転作のための予算、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金ナラシ対策は収入差額の九割を補填するが、農業者が四分の一を負担していますので実際は六七・五%の補助にすぎない。しかも、これらの補償ができるのは認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみであります。立つつけの悪さ、掛金の高さもあり加入していることも難しいが、やめれば経営の断念に追い込まれる。食糧管理制度が廃止され米販売は届出制に変更になった結果として、現在米販売の六五%以上がスーパー等で売られ、生協、農協、お米屋さんからの購入は減ってインターネット購入も一割弱になってしまった。消費者米価は相対価格を基に銘柄ごとに卸を通じて総合商社が決めていると言われていています。結果、消費者米価と生産者米価、消費者と生産者との溝が生じています。昨年三月、食料・農業・農村政策審議会から食料・農業・農村基本計画が答申されました。食料自給率を二〇三〇年目標で四五%としています。しかし、四〇%を割り続け引上げをしてこなかった政府は、算定方式を変えることで現行でも六七%になるとしています。新たな計画の下、米政策は生産コストの四割削減、農林水産物の輸出拡大五兆円が目標となっています。生産農業者の生産コスト四割削減が何を意味しているのか、地域農業の滅亡になります。次に、政府が問題視するのが中食・外食米であります。主食用米は関税で守られているものの、主な業務用米は輸入されるSBS米とされています。そのSBS米を基準とした引下げ

を政府が求めてきています。コロナ禍で政策的に様々な休業要請を行い、結果として米などの余剰米が出現した。あわせて、減反を深掘りした行政責任もあります。そうした状況を考えれば直接米価下落対策をするのが当然ではないかと思いますが、知事の所感をお聞かせください。

地元紙に知事は、農業は県の基幹産業だと発していますが、知事選挙の選挙公報には農業の農の字もない。宮城県の基幹産業と言いながら余りにも農業を軽視しているのではないかと思います。知事の所感はいかがででしょうか。

日本の食料自給率は過去最低を更新中です。自給率目標があつても上げるための施策がなく、産業として成り立たない限り担い手は生まれ育たないと思います。私は作付転換をする上で、大豆であれば暗渠排水をしたところをお願いする、暗渠が不具合になつていれば補修支援をする。飼料用米をどこまで増やすことができるのかは養鶏、養豚、和牛それぞれの肥料配合割合があると思われまし、県内飼料メーカーとの協議はどのようにしているのでしょうか、出口戦略をお示しいただきたいと思います。

ホールクロップが農業公社でこれ以上引き取れないとすれば、個々の畜産農家との直接協議になります。畜産団体、畜産法人との協議はどのようになっていくのか、お聞かせください。

業務用米も今年は頭打ちであり、現状では二〇二一年産米が売れ残る可能性が高い。よほどの異常気象でもなければ米の需要も輸出用米も現下では大変厳しいのではないかと思います。何を転作するにしても値崩れを起ささない、需要に対し供給が不足している生産物になりますが、出口も含めて生産しなければなりません。宮城県が地域ごとにプロジェクトチームをつくって農業への支援体制を強化してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、国は米生産の目標を示すだけで都道府県への目安を示さなかった。結果として全国の転作面積、都道府県の目安は達成できるのでしょうか。県内段階での各再生協の見通しはどうか。

次に、日本は一九六四年以降、農作物の国境措置をなし崩しにしてきている、TPPなどが現在の姿であります。この中で自給率を確保し国民の命・食糧を確保するには、その価格と生産費との差額の全部または一部を負担する所得補償制度を導入するしかな

いと私は思いますが、知事はどのようなにお考えでしょうか。農業、農村を支える社会的コストとして私は検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、国のみどりの食料システム戦略に関しては二〇五〇年に有機農業を百万ヘクタール、化学農薬は使用量を半減するとありますが県の対策、具体的取組はどうなっているのでしょうか。とりわけ、ネオニコチノイド系農薬はどのようにするのか、お聞かせいただけます。

米価下落で大規模農家ほど打撃は大きい。ナラシ対策の補填は減収分の九割で収入保険と合わせても六二%にとどまります。生産者が意欲を持って持続可能な農業、稲作をするための施策が求められます。今回の予算ではどのようにそれが取り組まれたのか明らかにしていただきたいと思えます。

次に、米価下落の原因に民間在庫米の増加や政府備蓄米、MA米、ミニマムアクセス米の問題があります。三百五十万トンとも言われる在庫問題ですが、国に改めて生活困窮者への無償の現物支給、米、肉、魚などを求めているのでしょうか。国がやらないのであれば、宮城県が独自に宮城県産米などの現物支給を検討してはいかがでしょうか。まさに私はコロナ対策だというふうに思っております。

作付転換はやむを得ないと思えますが、地区再生協では大変難しい協議になります。行政の目安に従い作付に協力しても米の最終生産が六十キロ、八千円では生産費にもならないとの思いがあります。宮城県は米価下落への直接対策を何もしていないと声が数多く聞こえてきます。生産調整誘導策はあっても市町村対応とは違いがあり過ぎるのではないのでしょうか。仮に今年の出来、秋にまたしても米価下落が生じて、知事は直接米価下落対策をしないのでしょうか。

水田活用の直接支払交付金の見直しについてですが、今後五年間に水張り、稲の作付がありますが、それをしない水田は転作支援の対象としないとする国の方針があります。この政策変更は大規模農家への影響、暗渠排水が不十分なところなどへの地理的條件を全く無視しているのではないかと。また、転作によって何とか生き延びようとしている方々への施策としては誤りではないでしょうか。この国の方針を出された根拠を示さりたい。水田に大豆、牧草、ホールクロープをせざるを得ない農家の心情を全く考えない施策ではないかと思えます。

次に、飼料用米を拡大することが私は当面の策として有効だと思っていました。ところが、飼料用米で既存契約分だけは支援金を出すのが二〇二二年産からは対象外とする、そして多年生牧草、採草地であります。収穫だけの一年は十アール当たり一万円で、現行の三万五千円から二万円以上も減額する、こうした政策は今までの農家の方々の生業を支えてきた制度であり強く復活を求めるものですが、知事の考えはどうでしょうか。農薬、肥料、農業資材も値上がり傾向が続いています。低米価、気候変化、コロナによって生産者はコストカットできる限度を超え収益を捨ててやらざるを得ない状況が出てきています。これで本当に農業再生ができるのでしょうか。宮城県として農業政策全般にわたってあるべき姿を求めてプロジェクトチームをつくって、宮城県としてのやる気を示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

近年、学校給食に有機米や有機野菜を求め、それを使う自治体が増えています。背景には子供のアレルギー、発達障害、食材の安全性、食品ロスなどの問題が指摘され、地元産の有機農産物を優先的に学校にもという考えが増えてきています。宮城県はこの有機農業への支援、対応が遅れていると多くの方から指摘されています。今後どのようにしていくのでしょうか。

次に、国が進めようとしているみどりの食料システム戦略について、化学農薬の使用量を五〇％に低減とか有機農業の取組面積の割合を耕地面積の二五％に拡大と聞きます。これは一見よさそうに見えますが、内容はゲノム編集作物、RNA農薬、バイオテクノロジー、AIを使ったハイテク農業で大手企業傘下の姿であり、本来の有機農業の姿ではないと思います。とりわけRNA農薬は特定の遺伝子の発現が抑制される現象を利用して害虫を駆除する新しいタイプの農薬であり、国内で開発されているとも言われています。食の安全安心を求める動きとは真逆と思いますが、いかがでしょうか。

農業だけで食える方も農外収入がある農家など様々な形態があつての地域農業であります。日本の農業は稲作を中心に畜産、園芸をやり、水田は防災減災の役割も担ってきました。農業法人が大きく進めば進むほど地域の景観、環境問題が生じてきます。大小関係なく隣接する農業者がいて用水などの江払い、草刈りができます。集落で共同の力があつてこそその水田農業であり景観維持だと思えます。大規模農業だけの農業では地域の共同活動もできません。どう考えていらっしゃるのでしょうか。

自分だけでは生きられず、集落で知恵を出し合ってきたのがこの水田農業です。今、日本で米生産が辛うじて安定しているのはホールクroppや飼料用米の政策があるからです。しかし、酪農をはじめ畜産農家数、家畜頭数が共に減少傾向にあります。畜産業が衰退したとき、家畜向け稲作は行き場を失います。私は、農家からは再生産可能な価格で買い入れ消費者に安く提供する食糧管理制度と、これ以上農地を荒らさないよう農業者戸別所得補償制度の復活が強く求められると思います。

このことを訴えて、壇上からの一般質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 熊谷義彦議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず大綱一点目、福島原発事故処理水についての御質問にお答えいたします。

初めに、東京電力ホールディングス株式会社から福島県漁業協同組合連合会に示された文書に対する所感についてのお尋ねにお答えいたします。

東京電力から福島県漁連に示された文書に関し、東京電力は昨年五月の処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の場で、「関係者の御理解を得られるようできる限りの懸命な努力をさせていただきます。」と理解醸成に向けた取組を継続する旨発言しています。県といたしましては、処理水対策は原子力政策を推進する国と事故の原因者である東京電力において責任を持って対応していくべきものと考えており、連携会議を通じて継続して必要な申入れを行ってまいります。

次に、連携会議での要望の実現状況を含めた現状への評価についての御質問にお答えいたします。

県ではこれまで連携会議を四回開催し、構成団体からの御意見や御要望を取りまとめ国と東京電力に申し入れてきたところであります。水産物買取等基金の造成や種苗放流の支援事業拡充など要望事項が国の予算に一部反映されておりますが、処理水の方針については連携会議の構成団体の理解が十分得られていないものと認識しております。国は中長期的な取組の方向性を示す行動計画を策定したところですが、追加



や見直しを随時行うこととしていることから、県といたしましては要望事項への国の対応を注視するとともに連携会議を通じて必要な事項を申し入れてまいります。

次に、処理水の陸上保管を提言すべきとの御質問にお答えいたします。

処理水の海洋放出以外の処分については昨年四月の国の基本方針が公表された直後に、県において国に緊急要望するとともに連携会議においても構成団体から御要望があり申し入れをしているところであります。処理水の取扱いとしては陸上保管も含めた複数の方法があるとされておりますが、陸上保管に関して国では基本方針等において保管タンクの老朽化や災害による漏えいリスクのほか、保管施設を設置する自治体等への負担などの課題があるものとしております。県といたしましては陸上保管に限らず海洋放出以外の処分方法を継続して検討するよう、連携会議を通じ国や東京電力に対し引き続き求めてまいります。

次に、大綱二点目、農業政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、米価下落に伴う農家への直接的な対策についてのお尋ねにお答えいたします。

県産米は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて在庫が積み上がり、昨年産米のJA概算金が大幅に下落するなど我が県の農業と地域経済にとって極めて深刻な事態となっております。水田農業を基幹としている我が県において農業経営体が安定的に営農継続していくためには、需要に応じた米の生産に加え所得を確保できる作物への転換や高付加価値化等を進める必要があります。このため県では昨年の十一月議会及び今議会にお諮りしております米価下落対策関連予算により、みやぎ米の消費拡大、営農継続に向けた園芸作物や大豆、麦、飼料作物への転換などを支援していくこととしております。県といたしましてはこうした取組を通じ、農業者が将来に明るい希望を持って営農を継続できるようしっかりと支援してまいります。

次に、我が県の農業政策についての御質問にお答えいたします。

我が県は我が国の食料供給基地であり、また、農業は地域経済を支える基幹産業であると認識しております。このため私は震災以降も宮城の農業が持続的に発展し、地域の底力となるよう先進的な施設・機械の導入などを積極的に支援してまいりました。この結果、百ヘクタールを超える大規模土地利用型農業法人が誕生するなど農業生産の効

率化と収益性の向上が図られ、農業産出額は震災前の水準を上回っております。今年度を初年度とする第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画でも全国上位の大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候などの我が県の強みを生かして、米、園芸、畜産のバランスをとりながら園芸産出額の倍増や農業産出額の更なる増加を図るほか、経営規模の大小に関わらず意欲のある多様な担い手を育成することなどにより、引き続き持続性の高い活力ある農業・農村の実現を目指しております。加えて昨年秋季の米価下落への対策については、今年度の十一月補正から来年度当初の各予算においてみやぎ米の販売促進等の対策を速やかに講じております。引き続き緊急的な課題にも対応しながら中長期的な取組を着実に進め、我が県の基幹産業である農業の持続的発展を図ってまいりたいと考えております。選挙公報に農業の農もなかったということなんですけれども、政策集というものを出しておりますホームページに載せておりました。これにはしっかりとたくさん書き込まれておりますので、ぜひゆっくりと御覧ください。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、福島原発事故処理水についての御質問のうち、多核種除去設備等処理水に含まれるトリチウムなどの放射性物質の濃度及び総量の速やかな公表を求めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所構内に保管されております処理水等に含まれるトリチウムの濃度と総量については、昨年四月、東京電力ホールディングス株式会社が公表しておりますが、トリチウム以外の放射性物質については詳細な情報は公表されておられません。このことについては、昨年六月の処理水の取扱いに関する宮城県連携会議において構成団体から総量を示すよう国と東京電力に申し入れているところであり、県としてしましては連携会議を通じ、処理水に関する積極的な情報発信を引き続き求めてまいります。

次に、国及び東京電力の情報公開や手法に対する所感についての御質問にお答えいたします。

国は昨年四月、処理水の処分に關する基本方針の決定後、風評への対策などを整理した当面の対策の取りまとめを、また、東京電力では国の基本方針を踏まえた当社の対

応やその進捗状況を整理した処理水の取扱いに関する検討状況などを公表しております。これらについては連携会議の場などで説明がなされておりますが、構成団体からは取組内容を国民が見えるように情報発信すること、処理水に関する情報は速やかに公表することなどの御意見が出されております。県といたしましては連携会議を通じ、正確で分かりやすい情報の発信を引き続き求めてまいります。

次に、東京電力は説明責任を果たすべきであるにもかかわらず既成事実の積み重ねをしているのではないかとの御質問にお答えいたします。

東京電力ではこれまで連携会議などの場において処理水に関する検討状況などの説明を行うほか、昨年九月には仙台事務所を設置し理解の醸成に取り組んでおりますが、連携会議の構成団体からは積極的な情報開示や迅速な公表などを求める意見が出されるなど、依然として信頼が十分得られている状況にはないと考えております。県といたしましては東京電力が説明責任を十分果たすよう、これまで以上に迅速かつ丁寧な情報の発信を求めてまいります。

次に、連携会議における放射性物質の完全除去に関する要望についての御質問にお答えいたします。

この要望は昨年十一月の第四回連携会議において、座長である知事が構成団体からの御要望を五項目に取りまとめたうちの一つで、世界の研究開発機関と連携し放射性物質の除去に関する最先端の研究開発を行うよう国に促したものです。放射性物質を可能な限り除去し風評が抑制されるよう、研究開発の強化を引き続き連携会議を通じて求めてまいります。

次に、連携会議における処理水の安全宣言に関する要望についての御質問にお答えいたします。

この要望は連携会議において構成団体からの御意見を基に、原子力政策を推進してきた国が責任を持って処理水の安全性を国民に示すことを求めたものでございます。県といたしましては今後とも連携会議を通じて、構成団体をはじめ国民や国際社会の理解醸成に向けた科学的な根拠に基づく具体的な行動を求めてまいります。

次に、サプライチェーンにおける監視及び指導の実施主体についての御質問にお答えいたします。

この要望は第四回連携会議において、虚偽の事実などが流布されることにより買い控えや買いたたきが発生するなど、県産品が市場で敬遠されることのないよう国による監視・指導体制の整備を求めたものでございます。

次に、処理水放出の期間の見込みについての御質問にお答えいたします。

国は令和元年十二月に策定した福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおいて、廃炉時期の目標を二〇二一年の冷温停止を起点として三十年から四十年後としております。また、令和二年二月にいわゆるALPS小委員会が公表した報告書においては、福島の復興と廃炉の両立のため、処理水は廃炉の完了とともに処分を終えていることが必要だとしております。国や東京電力からは海洋放出の終了時期について明確には示されておりませんが、これらのことから海洋放出の終了時期の目安を二〇四一年度から二〇五一年度としているものと認識しております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱二点目、農業政策についての御質問のうち、暗渠整備の支援及び作付転換の推進についてのお尋ねにお答えいたします。

転作作物の生産に当たっては地域農業再生協議会において、生産者やJAなど集荷団体が実需者のニーズ等を踏まえ品目や作付面積を主体的に判断しております。例えば飼料用米やホールクロップサイレージ用稲は、JAが飼料会社や畜産農家等と連携し需要に応じた生産を進めております。また、畑作物栽培のため排水対策が必要な場合には、農地耕作条件改善事業等を活用し暗渠排水施設整備と農地集積を一体的に進めているところであり、県としても引き続きこうした取組を支援してまいります。

次に、生産の目安の達成見通しについての御質問にお答えいたします。

国は今年産米の全国の適正生産量を六百七十五万トンとし、昨年産の作付実績から三万九千ヘクタールの減産が必要としております。各都道府県農業再生協議会においては国が示した適正生産量や在庫の状況を基に生産の目安を設定し、需要に応じた米の生産となるよう努力しているものと承知しております。我が県においても昨年十二月、地域別の生産の目安を設定し、地域農業再生協議会においてその達成に向け作付転換に取

り組んでおります。県といたしましては米価下落対策関連予算において措置された作付転換営農継続支援事業に取り組みることにより、主食用米からの作付転換を一層推進し、生産の目安の達成を支援してまいります。

次に、所得補償制度の導入についての御質問にお答えいたします。

米の需要が年々減少していく中にあつては米以外の収益性の高い園芸作物や国内自給率の低い大豆や麦類、飼料作物などの生産を拡大し、農家の所得向上を図っていくことが重要であり、それが食料の安定供給にもつながるものと考えております。したがいまして、所得補償制度の導入がそのための唯一の方策であるとは考えておりません。

次に、国が掲げる有機農業等に関する長期目標についての御質問にお答えいたします。

国のみどりの食料システム戦略では、二〇五〇年までにネオニコチノイド系殺虫剤を含む化学農薬の使用量の五〇％低減、化学肥料の三〇％低減、更には全耕地面積の二五％で有機農業に取り組むなどの目標を掲げ、土着天敵の活用や病害抵抗性品種の育成、その他革新的な技術の開発と普及を進めることとされております。県としても、みやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げる環境と調和した持続可能な農業を推進する中で、有機JAS認証取得に関する支援を行うほか、環境保全型農業直接支払交付金や農産物認証制度などの活用により、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組を支援するとともに新しい技術や国の支援制度を活用し環境保全型農業や有機農業を一層推進してまいります。

次に、米価下落に係る今回の予算についての御質問にお答えいたします。

主食用米の国内需要が毎年減少していく中で中長期的な視点で持続可能な水田農業を展開するには、実需のある作物への転換を推進することが重要であると考えております。このため、県では十一月補正予算で措置した作付転換に係る機械施設の導入支援事業について二月補正で増額をお認めいただきましたほか、来年度当初予算においては米など県産品をECサイトで販売する事業や水田に園芸用施設を整備する場合に必要な土盛り費用の助成事業などに要する経費を計上しております。

次に、生活困窮者に対する米等の無償での支給についての御質問にお答えいたします。

国では令和二年五月から子ども食堂等に政府備蓄米を無償で提供しておりますほか、今年度補正予算によりフードバンクに対して食品の受入れや提供に必要な経費の支援を行っております。また、県では十一月補正予算でお認めいただきましたみやぎ子ども食堂等提供支援費によりまして、県内の子ども食堂や学生食堂、フードバンクに対して精米やパック御飯、切り餅の提供を行っております。県といたしましては今回の取組が米の在庫解消のみならず、みやぎ米のおいしさや宮城の農業を知っていただく契機になることを期待しております。

次に、県による作付転換の誘導策と今年産米への直接的な対策についての御質問にお答えいたします。

農家経営の安定と我が県農業の振興のためには、需要に応じた米の生産と所得を確保できる作物への転換が何よりも重要となっております。このため、県といたしましては収益性の高い園芸作物、大豆、麦などへの作付転換を図りますとともに低コスト化の取組を支援し、足腰の強い農業経営体の育成に取り組んでまいります。

次に、国の水田活用の直接支払交付金の見直しについての御質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金の運用見直しについては今後現場の課題の検証のため、国において交付対象水田の水張りやブロックローテーションに関する各地域固有の状況を調査すると伺っております。県といたしましても、地域農業再生協議会など関係機関と情報を共有しながら現場の課題を国に届けてまいります。

次に、飼料用米などを対象とした水田活用の直接支払交付金の見直しについての御質問にお答えいたします。

国では米の消費減少が続く中で飼料用米よりも収益性や定着性の高い高収益作物や大豆、麦などへの転換を促すために制度の見直しを行ったと伺っております。県といたしましては、水田活用の直接支払交付金の制度を活用しながら足腰の強い農業経営体の育成に向け、需要に応じた米の生産と所得を確保できる作物への転換に引き続き取り組んでまいります。

次に、農業政策全般にわたる在るべき姿の検討についての御質問にお答えいたします。

農産物価格の下落や生産資材の高騰、気候変動の影響など様々なリスクに対処するためにも、収入保険などのセーフティネットの適切な活用とともに農業の生産性と効率性を一層高めることが重要と考えております。昨年三月に策定した第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画では、みやぎの農業を地域経済を支える産業として発展させること及び関係人口や移住希望者に選ばれる持続可能な農村をつくることを農業・農村の将来の姿として掲げ、園芸の生産拡大、労働生産性の高い水田農業や畜産経営の確立などに取り組みこととしております。県といたしましてはこの目標の実現に向け、国の施策も有効に活用しながら収益性の高い農業構造への転換と農家の所得向上に取り組んでまいります。

次に、有機農業への今後の支援の在り方についての御質問にお答えいたします。

有機農業をはじめとする環境保全型農業は環境負荷の低減や地球温暖化防止、生物多様性保全などの効果が期待されており、また、学校給食で利用されることで食を通じた環境教育にも寄与するものと考えております。しかしながら、米以外の有機農産物については生産量が少なく産地育成が課題となっております。このため、県としては有機農業アドバイザーの派遣など新規に取り組む農業者の育成と指導体制の整備、有機農産物のPR販売会などを通じた消費者や実需者とのマッチングなどに取り組み、安定供給に向けた産地づくりを支援してまいります。

次に、RNA農薬等についての御質問にお答えいたします。

みどりの食料システム戦略は技術革新により農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させようとする取組であり、同戦略においてRNA農薬は化学農薬の使用量を低減する技術の一つとして二〇四〇年頃の実用化に向けて技術開発に取り組むこととされております。国ではその間、情報発信や双方向のコミュニケーションなどにより国民理解の促進に努めるとしてしておりますので、県としてはその動向や安全性の確保について注視してまいります。

次に、地域の共同活動についての御質問にお答えいたします。

県では収益性の高い農業の実現に向け農業経営の大規模化を進める一方で、地域農業を支える多様な人材の育成にも取り組んでおります。また、農業・農村が有する多面的機能を適切に維持するため、大規模な法人を含めた農業者や地域住民、団体で構成す

る組織が行う地域資源の保全や景観形成などの共同活動を支援しているところ。県といたしましては引き続き活力ある農業・農村の構築に向け、地域の共同活動やその取組を支える人材の育成に取り組んでまいります。

次に、食糧管理制度と農業者戸別所得補償制度についての御質問にお答えいたします。

食生活が多様化し主食用米の需要が長期的に減少し続けている状況においては、全国一律ではなく産地ごとに需要に応じた生産を行うことと併せて、米以外の作物により農業所得が確保できるよう需要がある大豆や飼料作物、高収益が見込める園芸作物などへ転換を図ることが重要と考えております。県としては、そのために国の支援策を有効に活用するとともに県独自の支援策を講じることで収益性の高い農業経営が行えるようしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 三十九番熊谷義彦君。

○三十九番（熊谷義彦君） ALPS処理水の関係ですが、知事は御存じだと思っておりますが、東京電力が世界から六十社程度だと思えますが研究団体、企業などいろいろなところからトリチウムの分離・分解技術の研究開発を求めたと報道されてきました。そのうち十一社だったと思いますが採択されて今、実用化できるかどうか研究しているという状況にあります。そういったことを考えた場合に連携会議が言っているような分離・分解技術がどのように進むのかということもあるので、来年四月を目途とした処理水の海洋放出は待ってくれと、やめてくれと、何で言えないんですか。そういう研究開発をするのに確かにいろんな問題があるのは私も承知しています。地元自治体がどう出てくるのか、どれぐらい金がかかるのか、様々な課題があるだろうと思います。しかしながら、海洋に投げるよりはよっぽどいい、福島第二原発があるじゃないかと私は思うんですが、知事はどのように考えていますか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 我々といたしましては、先ほど答弁いたしましたように海洋放出以外の方法をよく検討してほしいということは繰り返し申し上げているということでございます。



○議長（菊地恵一君） 三十九番熊谷義彦君。

○三十九番（熊谷義彦君） あまり言い合いしても空中戦でおもしろくないんだけども、現実にそういう研究開発が進んでいるわけですよ。それを無視して来年の四月だけよっていうのはないでしょうと、それはきちんと福島県、岩手県、そういった知事ともきちんと連携しながら、茨城県も含めて、もう少し時間をかけて国民の理解を得られる努力をしてほしいと、研究開発を急いでほしいと、国もそれ相応の金を出してほしいということを私はきちんと言うべきだと改めて申し上げておきたいと思います。それ以上は言いません。

農業政策なんですが、宮川部長は大変苦労しながら答弁されていたなど推察いたしますが、飼料用米の今年から新たに契約する分は支援金がなくなります。それから採草地の問題ですが、これも今年から二万円の減額になっています。先ほど申し上げたとおり米を基幹作物としながらも転作せざるを得ない、そのことは私も重々分かっていて質問しているわけですよ。転作をしてその収入があつて初めて農家経営が何とかかんとか回るといふ状況になっています。ある地区の農家に行ったときにこういう話をされました。「私は十二町歩やっている。六町歩はほかの人から借りている。借りた場合に三年なり五年なり十年なりの契約を結ぶ。幾ら自分の収入が減ったからといって、契約に基づいて一反歩一万円なり払わなきゃいけない。」これ民法上の契約ですから経営が苦しくなつても払わざるを得ない。そういう状況のところには先ほど言った新規契約はゼロだとか採草地は二万円下げるとか、そういった下落対策について支援策があるからこれからもしっかりと支えていきます、支えてないじゃないですか。支え切れる制度になつていないからきちんとほかのプロジェクトチームをつくるなり、あるいは下落対策として直接困窮者の方々に現物支給をしっかりとしたりいかがですかと言っているんですよ。きちんと答えてください。今の制度が機能しなくなっているんですよ、国がやめるって言っているんですから。宮城県独自でそれを支えるんですか、お金を出して、どうですか。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

○農政部長（宮川耕一君） 国の今回の水田活用の直接支払交付金の見直しなんですけれども、議員おっしゃったように例えば飼料用米ですけれども、継続分に関する支援とというのが引き下げられております。一方で、国ではその見合いとして輸出用米などの新

市場開拓用米の複数年契約に十アール一万円の加算措置、また、地力増進作物による土づくりの取組を支援するという事で十アール二万円の制度を創設しております。そういったトータルの見直しが行われたというふうを考えておりまして、そういったものをしつかりと使いながら御支援申し上げたいと思っております。また、個別の支援につきましては前の予算特別委員会でも一部答弁申し上げましたけれども、市町村のほうで十アール幾らという形で支援している制度がございまして、その中に県の市町村支援として交付したコロナ対応の補助金が財源として使われているということですので、県が何も直接支援をやっていないということではありませんので御理解いただきたいと思いたす。

○議長（菊地恵一君） 三十九番熊谷義彦君。

○三十九番（熊谷義彦君） 残念な答弁で時間もないんで、これ以上言いませんが、部長、しっかりと農政部の中できちんと再度議論してください。そうしないと、農家の方々は救われたいです。こんなばかげた農業政策はないですから。

改めて、時間がないんで、佐野副知事、大変長いこと御苦勞さまでした。そのころは感謝を申し上げて、本当は佐野副知事にも答弁をいただきたいという思いがありました。時間がなくなりましたのでお許しをいただきます。

どうもありがとうございます。